

がんばるお店・お宿応援事業補助金交付規程

令和2年5月12日
兵庫県中小企業団体中央会

第1条 趣旨

この規程は、がんばるお店・お宿応援事業実施要綱（以下、要綱という。）に基づき補助を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 交付対象

要綱に定める飲食店等が行う本事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）は、別表に掲げるもののうち、兵庫県中小企業団体中央会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。

第3条 補助額

補助金の額は第2条に定める会長が必要と認めるものとする。ただし、下限5万円上限10万円とする。

第4条 交付申請

飲食店等は、補助金を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に必要事項を記載し、会長に申請するものとする。ただし、交付申請の時日にかかわらず、令和2年4月24日以降に事業着手したものを補助対象とする。

2 飲食店等は、前項の補助金を申請するに際し、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請するものとする。

第5条 補助金の交付決定

会長は、前条の申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により通知する。

第6条 申請の取り下げ

第4条の申請を行った飲食店等が前条の交付決定の内容等に不服がある場合には交付決定の通知を受けた日から20日以内に限り申請の取り下げをすることができる。

第7条 補助事業の内容及び経費の変更

飲食店等は補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、様式第3により、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこのかぎりでない。

第8条 補助事業の中止・廃止

飲食店等は補助事業を中止・廃止しようとするときは、様式第3により会長の承認を受けなければならない。

第9条 変更等の承認

会長は第7条及び第8条の規定による変更・中止・廃止の申し出があったときは審査のうえ、その承認を行い、様式第4によりその旨を飲食店等に通知するものとする。

第10条 事業完了期限

飲食店等は第5条の規定による交付決定を受けた日から3か月以内に事業を完了するものとする。3か月以内に事業の完了する見込みがなくなった場合は、その旨を会長に報告し、その承認をえるものとする。

第11条 実績報告

飲食店等は補助事業が完了したときはすみやかに会長に様式第5による実績報告書兼請求書を提出するものとする。

第12条 補助金額の確定及び通知

会長は、前条の実績報告を受けたときは、審査し、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6による補助金額確定通知書により通知する。ただし、その額が第5条の規定による交付決定額と同額であるときは、通知を省略することができる。

第13条 交付決定の取消

会長は飲食店等が補助金の他用途への転用を行う等この規程や他の法令等に違反するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

第14条 補助金の返還

飲食店等は前条の規定により取り消しを受けた場合において既に補助金の交付を受けている場合は補助金を返還しなければならない。

(別 表)

補助金交付の対象となる経費
店舗改装・工事費、資料作成費、広報費、広告宣伝費、車両借上費（借上初期費用に限る）、委託費・外注費、印刷費、材料費、設備・備品購入費、消耗品費等

※ 補助対象経費全般にわたる留意事項

以下の 1) ～ 11) の経費は、補助対象になりません。

- 1) 令和2年4月24日より前に発注、購入、契約または事業期間終了後に納品等を実施したもの
- 2) 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 4) 商品券等の金券
- 5) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 6) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 7) 収入印紙
- 8) 振込等手数料（代引手数料を含む）
- 9) 各種保険料
- 10) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 11) 補助金事業計画書等の書類作成・送付に係る費用
- 12) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

がんばるお店・お宿応援事業・補助金交付対象経費例

補助対象経費	内 訳
店舗改装・工事費	店舗・厨房等を持ち帰り、宅配用の店舗・厨房等に変更するための改装費・工事費その他業種転換・拡充等に必要経費 コロナ対策としてのレジ前ビニル設置費等改装費等
資料作成費・広報費・広告宣伝費	PRのためのネット等広報費、広告費等
車両借上費	車両借上に係る契約費等初期費用
委託費・外注費	PRチラシのデザイン・企画費等
印刷費	PRチラシ等の印刷費
材料費	新商品開発に係る材料費等
設備・備品購入費	PC・タブレット等購入費、配達用バイクの購入費、厨房設備の購入費等
消耗品費	消毒液購入費、容器購入費